

L P ガス取引についてのご注意（設備の無断撤去に関して）

最近、消費者が今までL P ガスを買っていた販売店を別の販売店に替える場合や、L P ガス以外の燃料に替えようとする場合に、新しい販売店や事業者が、今の販売店が所有するL P ガスの供給設備（ボンベ、配管、メーター等）を、連絡なく、勝手に取り外してしまう事例が発生しています。

いまある設備を取り外す場合は

- ・消費者から、今L P ガスを買っている販売店に、「取引を止めたい」との連絡をする。
- ・その販売店が、今取り付けている設備をすみやかに（おおよそ1週間以内）取り外す。

ことが法令で決められています。

新しい販売店などが、勝手に今の設備を取り外した場合、消費者の皆様が、今までの販売店から思いもよらないガス配管設備代の請求を受けるなどのトラブルに巻き込まれる場合もありますので充分ご注意ください。